事業所による保健事業の取り組み

就業中の保健指導参加について

就業時間中の保健指導の参加は、「勤務」とみなされることをご存知ですか。

国から義務付けられている特定保健指導の初回面談などの保健指導への参加は、本来業務ではありませんが“事業主とのコラボヘルス”により、就業時間中に保健指導を受けた場合は勤務とみなします。

上長へ事前申し出のうえ、通常の勤務時間を勤務したとみなして、申請してください。

※平成29年度より、特定保健指導、糖尿病性腎症予防プログラムなどの保健指導対象者への案内文には、㈱ダスキン人事担当専務取締役と当組合の理事長連名（平成31年4月より、専務執行役員との連名）で、『就業時間中に保健指導を受けた時間は、勤務したとみなして申請してください。対象者は特段の理由がない限り、必ず保健指導を受けてください』との報知をしております。

二次健診の受診について

定期健康診断後、検査表を受け取った方はすみやかに二次健診の受診をお願いします。

二次健診の受診にあたっては、健康診断の結果と「再検査・精密検査依頼書」をご持参ください。
受診後、「再検査・精密検査依頼書」を事業主へ提出してください。

※「再検査・精密検査依頼書」の作成を医療機関に依頼すると、文書作成料が発生する場合がありますので事前にご確認ください。

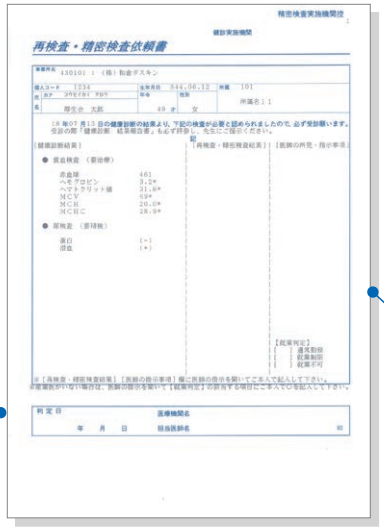

医師の署名などは不要です

二次健診の結果に基づく、就業判定の記入欄を追加しました。

医療機関での作成が有料の場合は、医師の指示を聞いてご自身での作成も可能です。

両立支援について

本人による申請が必要です！

万が一病気に罹患された場合、**ご本人による事業所への申請にて**病気療養と仕事の両立支援を受けることができます。

※育児／介護との両立の場合も同様です。